

平成23年分確定申告 および 平成24年度住民税申告

確定申告・相談の受付期間
2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後5時
※土・日曜、祝日を除く

平成24年1月1日現在、南越前町内に住所のある方は、確定申告または住民税の申告により、平成23年中(平成23年1月1日～12月31日)の所得の申告が必要ですが、申告をされない、所得証明書が発行できなかつたり、国民健康保険税の軽減制度が適用できなかつたりする場合があります。

確定申告(所得税の申告)が必要な方

次の項目に該当し、平成23年分の所得の合計額が所得控除(扶養控除や基礎控除等)の合計額を超える方
・給与所得者で年の途中で退職・就職し、年末調整をしていない方

- ・給与所得者で給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得、退職所得以外の所得(副収入)が20万円を超える方
- ・給与を2力所以上から受けていて、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・公的年金等以外の所得(副収入)が20万円を超える方
- ・営業、農業など事業所得がある方
- ・地代や家賃収入の不動産所得がある方
- ・土地や建物の譲渡所得がある方
- ・保険の満期返戻金等の一時所得がある方
- ・医療費控除や寄附金控除を受ける方

【副収入の例】
営業、農業
地代、家賃
原稿料、講師謝礼
定置網組合の配当 など

住民税の申告が必要な方

1月1日現在、南越前町内に住所のある方(収入がなかつた方も、その旨の申告が必要です！)

方は、所得税と同様に個人住民税の軽減を受けることができます(確定申告をした方は手続き不要です)。

詳しくは、武生税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

(国税庁HP <http://www.nta.go.jp>)

申告時に持参いただくもの

- ・印鑑(認印)
- ・給与・公的年金等の源泉徴収票
- ・営業、農業所得者は収支内訳書など収入・支出が分かる書類、帳簿等(※1)
- ・国民年金保険料の控除証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(※2)
- ・寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- ・申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)

※1 農業の収支計算は越前たけふ農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です

※2 平成23年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合

確定申告相談

相談会場では、対象行政区の方のみの受付となります。大変混雑いたしますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、下記の日程で都合の悪い方は、役場・各総合事務所まで3月15日(木)まで受付いたします。

また、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも申告書が作成できますのでご利用ください。(裏表紙に掲載)

2月20日(月)・21日(火)

e-Tax(電子申告)コーナーを設置します！

本庁にて、税理士による申告相談も併せて行いますので、譲渡所得や配当所得がある方はこの機会をご利用ください。

ただし、次の項目に該当する方は申告の必要はありません。

- ・確定申告(所得税の申告)をしている方
- ・1力所からの給与収入のみで、勤務先から町に年末調整済の給与支払報告書が提出されている方

○給与所得者や年金所得者で副収入があった方へ

住民税は各種所得を合算して税額を算出するため、副収入の所得金額により確定申告が不要となった場合でも住民税の申告は必要です。

平成23年分の所得税から適用される主な改正事項

- 年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告はできます。

●扶養控除が次のとおり改正されました

(所得税扶養控除額新旧対照表)

区分	旧	新	
一般の扶養親族	0～15歳(年少)	380,000円	0円
	23～69歳	380,000円	380,000円
特定扶養親族	16～18歳	630,000円	380,000円
	19～22歳	630,000円	630,000円
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円	480,000円
	同居老親等	580,000円	580,000円

・年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
・特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

東日本大震災に係る措置

●東日本大震災に関する寄附を行った方へ

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国または地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。また、震災関連寄附金のうち、被災者支援活動に必要な資金に充てられるものとして一定のNPO法人または中央共同募金会に対して支出した寄附金は「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得税控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。

(例)町、日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関での震災関連の寄附

●東日本大震災により被害を受けられた方へ

税法の改正により、所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けることができます。

また、住宅・家財・自家用車などに損害を受けた

対象行政区	日時	会場
東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野	2月16日(木) 午前9時～午後4時	南条地区公民館
下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町 促進住宅	2月17日(金) 午前9時～午後4時	
中小屋・阿久和・鯖波・奥野々・上別所 関ヶ鼻	2月20日(月) 午前9時～午後4時	
東大道・西大道・鑄物師	2月21日(火) 午前9時～午後4時	
新北府・北府・山王・日吉・天王・稻荷(湯尾) 八幡・旭(湯尾)・八乙女・燧・社谷	2月29日(水) 午前9時～午後3時	湯尾生活改善センター
久喜・長沢・馬上免・古木・上温谷・小倉谷 瀬戸・杉谷・杣木俣	2月23日(木) 午前9時～午後3時	古木生活改善センター
荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・愛宕 稻荷(今庄)・旭(今庄)・栄	2月16日(木)から 3月15日(木)まで 午前9時～午後5時	今庄総合事務所
南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋	2月21日(火) 午前9時～午前11時	鹿蒜公民館
合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯・宇津尾 橋立・広野	2月27日(月) 午前9時～午後3時	堺公民館
大谷・大良・桜団地・具谷・河内・菅谷・赤萩 河野・今泉	2月22日(水) 午前9時～午後5時	河野総合事務所
甲楽城	2月23日(木) 午前9時～午後4時	甲楽城公民館
糠・杉山・八田	2月24日(金) 午前9時～午後4時	糠公民館

問合せ 町民税務課 Tel 47-8014
武生税務署 Tel 22-0890
今庄・生活福祉G 45-8000
河野・生活福祉G 48-7701